

令和7年度介護職員処遇改善特別支援事業業務委託業者選定 審査票

提案者：

審査項目		審査内容	5段階評価	得点
1	業務実施方針	○介護職員等処遇改善加算の制度について十分に理解しているか。	／5 ×2	／10
2	業務遂行能力	○提案内容を確実に履行可能な組織体制であるか。	／5 ×2	／10
		○社会保険労務士等の専門家や専門家団体等と必要な連携が図れるか。	／5 ×2	／10
3	事業内容 研修等の実施	○企画されている研修会は、介護職員等処遇改善加算の要件や取得方法の理解促進が期待できる内容となっているか。	／5 ×2	／10
		○研修会の講師は、介護職員等処遇改善加算に関する専門的知識を有する適切な者が想定されているか。	／5 ×2	／10
	個別相談等の実施	○相談員派遣・オンライン相談の実施体制、申込み方法について、具体的なスキームが作成されているか。	／5 ×2	／10
		○相談員は、介護職員等処遇改善加算に関する専門的知識を有する適切な者が想定されているか。	／5 ×2	／10
4	スケジュール	○事業実施のスケジュールは、適切に設定されているか。	／5 ×2	／10
5	実績	○本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	／5 ×2	／10
6	経済性	○提案価格に優位性はあるか。 配点（5点）×（（1－提案金額／契約上限額）×10） ※計算結果は小数点以下切り捨てとし、5点を上限とする。	／5 ×1	／5
7	その他	上記以外で事業の目的に沿った有益な提案等があるか。	／5 ×1	／5
合 計				／100



【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である360点（満点600点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

基準点	内 容
5	標準より非常に優れた提案
4	標準より優れた提案
3	標準的な提案
2	標準よりもやや劣る提案
1	標準よりも劣る提案